

2026 年 9 月 17 日

No. ACL_003-1

支払告示

執筆者：弁護士 花田さおり／弁護士 瀬川珠末／顧問 菅久修一*

*弁護士資格はない（法律事務の取扱い・周旋はしていない）。

1 概要

2026 年 6 月 17 日、公正取引委員会は独占禁止法上の新たな告示として「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（以下「支払告示」といいます。）を公表しました。2027 年 4 月 1 日から施行されます。支払告示は、一言でいうと、取適法の「給付を受領した日から 60 日以内にその代金を支払わないこと」を禁止するルールの適用対象の拡張するものです。

取引の現場では、発注者が有利な立場で支払条件を決め、支払期日が遅く設定される傾向があり、複数の取引が連なるサプライチェーンではその傾向が強まります。取適法は、給付を受領した日から起算して 60 日以内の代金支払をルールとして定めていましたが、取適法の適用を受けない事業者が放置され、一部事業者にしわ寄せがいくようではサプライチェーン全体での取引適正化は図れません。そこで、公正取引委員会は、製造委託等の取適法が適用される類型に属するものの、資本金基準や従業員基準を満たさず取適法の適用対象とならない取引において、給付の受領後 60 日以内に代金を支払わない行為を独禁法の不公正な取引方法として指定しました（独禁法 2 条 9 項 6 号ホ）。取適法の対象か否かで支払対応を切り分けてきた企業は、対応方針の見直しが必要となります。

【主な用語】「告示（特殊指定）」＝公正取引委員会が、特定の取引について不公正な取引方法（独占禁止法上禁止される行為）に当たると指定する公的な定め。「取適法（旧・下請法）」＝正式名称は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律。「委託事業者／受託事業者」＝製造委託等を発注する側／受注する側。

2 適用対象

(1)委託事業者

取適法第2条第6項に規定する製造委託等（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託）をした事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。）

(2)受託事業者

委託事業者から製造委託等を受けた事業者（取引上の地位が委託事業者に対して劣っていないと認められる者を除く。）

取引上の地位が委託事業者に対して劣っていないと認められるか否かの判断は、①取引依存度、②委託事業者の市場における地位、③取引先変更の可能性、④その他取引の必要性を示す具体的事実、を総合的に考慮して行われます。公取委の支払告示運用基準(以下「運用基準」と言います。)は、委託事業者に比して事業規模（資本金の額、従業員数、売上高等を考慮して判断されます。）が小さい事業者が、当該委託事業者による60日超の支払を受けいれている場合には、その取り扱う商品又は役務が高い希少性を有するなどの特段の事情が認められる場合を除いて、一般に当該事業者は告示の受託事業者該当することとしています。言い換えると、複数の要素を総合考慮するというものの、委託事業者が自己より事業規模が小さい相手方事業者に対して60日超の支払サイトを受け入れさせている場合は、特段の事情がない限り、一般には相手方事業者の取引上の地位が委託事業者に対して劣っていると推認されてしまう点に留意が必要です。他方、委託事業者と事業規模が同等以上の事業者であっても、直ちに「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていない」と認められるものではなく、上記の要素が総合的に考慮され判断される点にも留意が必要です。

3 基本ルール（60日ルール）

禁止行為は、正当な理由がある場合を除き、給付を受領した日から起算して60日を超えて代金を支払わないこと（支払遅延）です。

給付を受領した日
(起算日)

60日以内に
代金を支払う

60日経過後も未払
＝支払遅延（禁止）

(図) 公正取引委員会「リーフレット（支払告示）」を基に当事務所作成

4 「正当な理由」

「正当な理由がある場合」及び問題となる行為事例として、運用基準はそれぞれ以下の具体例を挙げています。

【「正当な理由がある場合」の例】

類型	具体例
(1) 受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合	受託事業者が、委託事業者の指示に反して異なるものを納品した場合
(2) 合理的理由に基づき当事者の事前の合意で支払条件を定めた場合	ア 給付の完了の確認又は検査に時間を要するため、一給付の完了の確認又は検査に通常必要とする期間経過時を支払期日とした場合 イ 支払期日が金融機関の休業日にあたるため、翌営業日まで順延した場合 ウ 給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日の翌日から支払期日までの受託事業者の資金調達コスト等を踏まえて代金の額を定める場合
(3) 事前の同意+遅延による通常損失を委託事業者が負担する場合	発注時点で 60 日超の遅延が見込まれる場合に、委託事業者が遅延利息（法定利率以上）を支払うと合意していた場合

運用基準上、上記(1)ないし(3)は「正当な理由がある場合」の例とされていますが、実務上は、正当な理由があると認められるのは、上記の(1)から(3)のような場合に限られるとの前提に立ち、受託事業者への支払サイトを見直すのが安全です。特に類型(2)に依拠する場合は、当事者間で 60 日を超える支払期間を定める合意をして長年取引してきたといった事実だけでは正当な理由があるとはいえず、合意が合理的理由に基づいている必要があり、合理的理由として認められるのは上記アからウのような極めて限定的な場合であることに留意が必要です。

（表）支払告示の運用基準（別紙 1－3）及び公正取引委員会リーフレットを基に当事務所作成

【問題となる行為事例】

例
(1) 受託事業者との間で支払期日が定められておらず、給付を受領した日から 60 日目までに代金を支払わない場合
(2) 受託事業者との間で支払期日が定められていたが、給付を受領した日から 60 日目までに代金を支払わない場合

参考（公表資料）

- ・「（令和8年6月17日）『特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法』、『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法』等について」

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260617_kokuji.html)

- ・リーフレット「支払告示」

https://www.jftc.go.jp/file/leaflet_shiharai.pdf

- ・「支払告示の考え方についての相談」

<https://www.jftc.go.jp/dk/shiharai.html>

- ・「取引適正化に向けた公正取引委員会の施策－改正物流特殊指定、支払告示、改定優越 GL、知財取引指針のポイント」
[r8toriteki_shiryo2.pdf/](#)

執筆者

弁護士 花田さおり（パートナー、第二東京弁護士会）

Email: saori.hanada@aplaw.jp

弁護士 瀬川珠未（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: tamami.segawa@aplaw.jp

顧問 菅久修一*（コンサルタント）

Email: shuichi.sugahisa@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 競争法プラクティスチーム

Email: cpg_competition@aplaw.jp

*弁護士資格はない（法律事務の取扱い・周旋はしていない）。

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	